

## □ パブリックコメント手続の流れ

### 【計画等の案の作成】

<対象となる計画等（条例第3条）>

- ・ 町の基本的な施策に関する計画等の決定又は重要な改定
- ・ 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定及び改廃
- ・ 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定及び改廃
- ・ その他実施機関が必要と認めるもの

※ 適用除外のものもありますので、注意してください。（条例第4条）

### 【パブリックコメント実施の周知（条例第6条第2項）】

<周知方法>

- ・ 広報紙等への掲載

<周知内容>

- ・ 素案の名称
- ・ 素案の閲覧方法と閲覧場所
- ・ 素案に対する意見の提出期間及び提出方法

### 【計画等の案の公表】

<公表の内容>（条例第5条第2項）

- ・ 計画等の素案
- ・ 計画等案の概要
- ・ 計画等を作成した趣旨、目的及び背景
- ・ 当該計画案に関連する資料

<公表方法>（条例第6条第1項）

- ・ ホームページへの掲載
- ・ 担当課等での閲覧・配布

### 【意見等の募集（条例第7条）】

<意見の募集期間等>

- ・ 募集期間は、30日以上が目安
- ・ 担当課等への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等

### 【意見等を考慮した計画案等の意思決定】（条例第8条第1項）

### 【寄せられた意見等概要、町の考え方の公表（要綱第8条第2項）】

<公表の内容>

- ・ 意見等の概要
- ・ 意見等に対する町の考え方
- ・ 修正した内容（理由）

<公表方法>

- ・ ホームページへの掲載
- ・ 担当課等での閲覧・配布

最終案の決定

→ 議会の議決を必要とするものは、議会に提出

↓ 執行